

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月29日

【会社名】 ビープラッツ株式会社

【英訳名】 BPLATS, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤田 健治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03-6262-9434

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 伊藤 淳一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03-6262-9434

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 伊藤 淳一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
第7回新株予約権	2,205,610円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	746,097,710円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、すべての新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第 7 回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	20,051個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	2,205,610円
発行価格	新株予約権 1 個につき110円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり 1 円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1 個
申込期間	2026年 6 月15日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	ビーブラッツ株式会社 管理本部 東京都千代田区神田練堀町 3 番地
払込期日	2026年 6 月15日
割当日	2026年 6 月15日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 日本橋支店

- (注) 1 ビーブラッツ株式会社第 7 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行は、2026年 5 月29日開催の当社取締役会決議によるものです(以下、当該取締役会決議に基づく本新株予約権の発行を「本第三者割当」といいます。)。なお、当社の代表取締役社長である藤田健治は、本第三者割当により調達する資金をもって返済する借入金の一部に係る貸付人であり、本第三者割当につき特別な利害関係を有していると判断される可能性が否定できないことから、上記取締役会における本第三者割当についての審議及び議決には参加していません。また、当社の取締役である古川徳厚は、割当予定先の無限責任組合員であるGrowth Partners LLP有限責任事業組合の組合員であるグロースパートナーズ株式会社(以下「グロースパートナーズ」といいます。)の代表取締役であり、本第三者割当につき特別な利害関係を有していることから、上記取締役会における本第三者割当についての審議及び議決には参加していません。
- 2 当社は、割当予定先との間で、2026年 5 月29日付で、本新株予約権に係る引受契約書(以下「本引受契約」といいます。)を締結する予定です。
- 3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとします。
- 4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
- 5 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 6 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,005,100株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準 2026年6月16日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前の取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。以下同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の取引日の終値)の90%に相当する金額(計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、修正日価額に修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 前項の記載に従い修正される。</p> <p>4 行使価額の下限等 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に従い修正される行使価額の下限は、164円とする(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号乃至第(8)号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)</p> <p>5 割当株式数の上限 本新株予約権の目的となる株式の数は2,005,100株(2026年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は68.86%)、割当株式数は100株で確定している(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)</p> <p>6 繰上償還条項等 本新株予約権は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従い、全部取得されることがある。</p> <p>7 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限 第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額は、331,042,010円である。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。)</p> <p>なお、当社の単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,005,100株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、本欄第2項及び第3項に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(3)号、第(5)号、第(6)号及び第(8)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 行使価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、371(当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。)とする。なお、行使価額は、次号又は次項第(1)号乃至第(8)号に定めるところに従い修正又は調整されることがある。</p> <p>(2) 2026年6月16日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生(修正日)の直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の取引日の終値)の90%に相当する金額(計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。 「下限行使価額」とは、164円をいう(但し、下限行使価額は次項第(1)号乃至第(8)号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ <p>(2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価(第(4)号口に定義される。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>八 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。</p> <p>但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>二 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ホ 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) イ 当社は、本新株予約権の発行後、下記ロに定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$ <p>「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>ロ 「特別配当」とは、2030年6月15日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。</p> <p>ハ 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>イ 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p>
--	---

	<p>□ 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号ホの場合は基準日)又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>八 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。</p> <p>二 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。</p> <p>(5) 本新株予約権の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(6)号ロの場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(6)号ハの場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(6)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。</p> <p>(6) 本項第(5)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ロ 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ハ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p>
--	--

	<p>二 本号イ及びロの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号イ及びロにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(2)号ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。</p> <p>(7) 本項第(1)号、第(3)号及び第(5)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。</p> <p>(8) 本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>イ 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ロ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ハ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ニ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(9) 前項第(2)号により行使価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至本項第(8)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整される時を含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>746,097,710円</p> <p>(注) すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額である。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項 記載の資本金等増加限度額から本項 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	2026年6月16日から2030年6月15日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。) (2) 振替機関が必要であると認めた日 (3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 行使請求の受付場所 ビープラッツ株式会社 管理本部 2 行使請求の取次場所 該当事項なし 3 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 日本橋支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり100円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、当社と割当予定先との間で締結される予定である本引受契約において、本新株予約権の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社グループは、創業以来、「情報基盤の創造によって、より豊かな社会の実現に貢献する」ことを理念とし、「サブスクリプションをすべてのビジネスに」をテーマに、サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats®」の開発・提供を一貫して行っております。サブスクリプション型ビジネスへの転換・事業創出のニーズは各産業に通底するものであり、当社プラットフォームを展開しうる業域は広いと見られ、今後も事業機会は増加していくものと想定しております。また、中長期的には、社会生活の態様の変化から日本企業によるデジタル・トランスフォーメーション(DX)への取り組みが一層進み、日本企業のビジネスモデルのサブスクリプション型ビジネスへの転換が従来よりも加速していく可能性もあり、その場合には、当社の主力製品である汎用型サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats® Platform Edition」(以下「BPE」といいます。))は、より一層の支持を受けるものと期待され、かかる事業活動に邁進してまいりました。

当社グループは2018年4月に当時の東京証券取引所のマザーズ市場(現グロース市場)への新規上場を果たし、ほぼ同時期より消費者の価値観が「所有」から「利用」、「モノ」から「コト」へ変化する中で、「サブスクリプション」は、個人向け市場の分野で「サブスク」と呼称され先行的に拡大し始め、その後ビジネスモデル変革の一つのキーワードとして広く業界に認知されるに至るようになりました。市場の追い風もあり、当社グループの事業も着実に成長を続け、2023年3月期には、売上高は945,167千円、営業利益は180,268千円、経常利益は176,279千円、親会社株主に帰属する当期純利益は182,904千円(いずれも連結の数値)を達成しました。

2024年3月期には、我が国における各種制度改正への対応として、「特定商取引に関する法律」や「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(以下「電子帳簿保存法」といいます。))の改正への対応、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入に伴う対策などの必要性が

高まる中で、かかるニーズを充たす各種機能の開発を強化しました。また、事業拡大に向けたスマートビルやスマートシティも視野に入れた、事業者間の共創モデルにおいては、「企業間でのサブスクリプション商材の取引」に適合する、当社グループの開発・提供するユニークな「つながる」仕組みである「Bplats Connect」に関連するシステム機能群を大幅に強化するなど、大規模なソフトウェア開発投資を実施し、主力製品BPEの新バージョンv3の提供を2023年秋より開始しました。

このように提供する機能の拡充を行う一方で、同時にBPEの新バージョンv3の運用環境と運用方法に、最新のクラウド技術の活用による大規模な変更を実施したことに伴って、通信インフラコストの大幅増が生じ、これに円安などの外部環境の悪化も加わったことで、事業環境が急速に厳しくなりました。また、既存事業の収益改善に向け、顧客に対して新価格への改定に向けた協議を申し入れる活動を実施したことなどの影響もあり、解約件数の増加という状況にも直面しました。通信インフラコストの削減対応に社内のリソースを集中せざるを得ない状況が続いたことで、大規模開発案件について積極的な受注提案を実行しなかったことなども影響し、売上高の減少と利益率の悪化につながりました。

これらの事業経過を経て、2025年4月には、今後当社グループが飛躍的成長を遂げるためには、これまでに積み上げてきた経営基盤、事業基盤の延長線上での事業見直しに留まらず、構造面での改革を実施することが、長期に亘って成長していくために必要であるとの判断に至りました。

これらの認識を踏まえ、当社グループは、2026年3月期を経営・事業基盤再構築の1年と位置づけ、翌年度からの大きな伸長を図る助走期間とし、事業成長を達成するために、以下の4つの戦略を掲げました。

経営基盤・事業基盤の再強化、構造改革

事業領域拡大に向けた営業力強化

通信インフラコスト、ソフトウェア減価償却費等の削減による収益構造の改善

M&Aによるインオーガニック成長の実施

これらを着実に実行するに当たり、グロースパートナーズとの間で2025年3月28日に事業提携契約(以下「本事業提携契約」といいます。)を締結しました。また、当社は、2025年4月14日に、グロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先に対して第6回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、グロースパートナーズとの間で業務資本提携関係を構築しました。本事業提携契約に基づき、当社グループは、グロースパートナーズより以下のような支援を受けてまいりました。

当社グループにおける営業生産性の改善・強化に係るサポート

M&A案件の紹介、及びターゲットをリストアップした上での能動的なアプローチに係る提案

IRに関するアドバイスの提供、IR支援、投資家の紹介

成長戦略策定支援、新規事業提案、事業計画策定支援

上記以外の、当社及びグロースパートナーズが別途合意する業務

グロースパートナーズからの本業務提携契約に基づく支援を得て、不採算となっていた先行投資型の顧客数拡大を優先する事業からの撤退や社内組織改善の実行、最大の課題となっていた通信インフラに関連する費用の軽減に対応するためのシステム設定などの抜本的な見直しやコスト管理の徹底などを実施してまいりました。

これらの活動を通じて既存事業の収益率の改善がなされ、また、営業活動目標の管理の徹底や、オンラインによる導入事例等の活発な情報発信を通じた積極的な営業活動を行った結果、新規案件の数や1件当たりの受注規模について回復傾向に転換しつつあります。また、BPEの注力する新たなマーケットとして、BPEの契約管理と課金管理に係るシステムが固定料と従量料のハイブリッド課金に対応する機能を既に有し、AIサービスのサービス提供と課金の課題を解決可能な特徴を有するプラットフォームであることより、AIサービスや関連導入支援サービスなどを提供するIT事業者向けへの提案を積極化し、すでに導入実績を得るに至っております。急速に拡大するAIサービスや関連導入支援サービスの市場に対し、「AI×Monetization」のソリューションとして、BPEの機能強化やサービスの拡張を実行し、当社事業の新しいターゲット市場として活動してまいります。

また、当社グループは、2025年12月から、主力製品であるBPEを中心にすべての商材のソフトウェア開発・テスト工程について、生成AIを全面導入することにより再構築し、これまでにエンジニアによる人的なものからAI駆動開発及びAIテストの体系へと変革しました。2026年3月末までの研究開発の期間を経て、実際の開発活動の中での利用における効率化等を確認することができたため、2026年4月よりソフトウェア開発やテスト工程の人に依存する体制から変革することで、より効果的にスピード感をもって、開発費用を抑えて高品質なサービスを提供できるように転換してまいります。

2026年3月期を経営・事業基盤再構築の1年と位置づけ、大きな伸長を図る助走期間として上記の施策を講じてきた中で、当社グループの連結経営成績は、126,351千円の営業損失、142,265千円の経常損失、925,575千円の親会社株主に帰属する純損失を計上する結果となりました。この純損失の主な要因は、現在の事業状況を慎重に検討した結果、ソフトウェア資産を合わせて、767,298千円を一括にて減損することとしたことに起因するものとなります。これにより、2026年3月末日時点において当社グループは債務超過に陥ることになりました。なお、ソフトウェア資産による減価償却費は、2027年3月期における期首事業計画の売上高に対し、約4割にあたる約270百万円を計画しておりましたが、この一括償却の実行により、当該事業年度以降における減価償却費の負担がなくなり、大幅な収益率の改善につながるものとなります。

これらの経緯により、当社グループにおいては、債務超過状況の解消を実現するために資本の増強が必要となる状況に至りました。資本制の証券としてグロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先に発行した第6回新株予約権については、2026年3月末までに13,888個のうち4,300個が行使され、合計185百万円の資金調達を実現しましたが、その後は、当社の株価が第6回新株予約権の行使価額を下回って推移している影響で行使が進んでいません。そのため、新たなファイナンスについて、既存の業務資本提携先であるグロースパートナーズに相談したところ、同社が管理・運営を行う割当予定先に対する第三者割当による行使

価額修正型新株予約権の発行を通じた資本・資金調達に係る提案がありました。その後、グロースパートナーズとの間で意見交換を重ね、資本・資金調達について協議を続けるとともに、社内においても議論を重ねてまいりました。その結果、グロースパートナーズはこれまでの業務資本提携を通じて当社の事業に対する深い理解を有しており、デューディリジェンスのプロセスなどを経ることなく早期に資本・資金調達を実施することができること、また、当社が足元重点戦略として取り組んでいる、経営基盤・事業基盤の再強化、ソフトウェア資産開発におけるAI駆動開発の促進、新マーケットであるAI関連のサービス提供を行うIT事業者向けへのマーケティング・営業強化などの継続的な施策を加速させるためには早期の資本調達による財務基盤の改善が必須であるところ、グロースパートナーズからの提案はそれを実現し得るものであることから、グロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先に対して第三者割当による行使価額修正型新株予約権の発行を進めることにいたしました。

なお、2025年4月14日にグロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先に対して発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して、現在、財務上の特約である当社の2026年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が直前事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合に該当しており、割当予定先は当社に対して当該新株予約権付社債の全部又は一部の繰上償還を請求する権利を有している状態にあります。当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の発行を通じた資本・資金調達に関する協議と並行して、当該繰上償還請求権に関する協議を行った結果、本日付で割当予定先から上記の事由に関連して繰上償還請求権を行使しないことに同意する旨の書面を取得しました。

(2) 資金調達方法の選択理由

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対して本新株予約権を第三者割当の方法によって割り当てるものです。当社は、上記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討してまいりました。本新株予約権による資金調達は、発行から行使期間満了まで資金調達の期間を設定することにより、行使タイミングの時間的分散効果が期待でき、急速な希薄化を生じさせることなく株価に配慮した形での調達が可能となる一方で、本新株予約権は、行使価額修正型であり、当社の株価が下限行使価額に近づかない限り行使を期待することができ、当社の緊急の資本増強に係るニーズに沿うものであることなどを踏まえ、今般の資金調達方法を選択いたしました。また、当社が今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本第三者割当による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本資金調達の特徴)

[メリット]

- () 本新株予約権の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に行使が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。
- () 本新株予約権には、随時(各本新株予約権の行使請求の効力発生日ごとに)、行使価額が直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正される仕組みとなっています。当社の株価がかかる修正条項における下限行使価額に近づかない限り、本新株予約権の行使が進むことが期待できます。
- () 本新株予約権には、上記()に記載の行使価額修正条項が付いていますが、その目的である当社普通株式数は2,005,100株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化に一定の配慮がなされた設計となっています。
- () 本新株予約権による調達金額はいずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。
- () 当社と割当予定先が本日付で締結する引受契約書(以下「本引受契約」といいます。)において、本新株予約権の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である旨が定められる予定であるため、本新株予約権が当社の関知しないところで予期せぬ者に対して譲渡されることはありません。

[デメリット]

- () 本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に発行予定額の満額の資金調達が行われるわけではありません。
- () 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使の完了までに時間がかかる可能性があります。
- () 本新株予約権の行使価額は、当初行使価額より低い水準に修正される可能性があり、その場合、資金調達の金額が当初の想定を下回ることになります。
- () 第三者割当方式という当社と特定の割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

- () 公募増資等により今回調達する資金の全額を調達しようとする、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

- ()普通社債又は借入れによる資金調達では、利息負担が生じ、調達金額が全額負債として計上されるため、本第三者割当において調達するのと同規模の資金をすべて負債により調達した場合、財務健全性が低下する可能性があります。
- ()株主割当増資では出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ()転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要なところ現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。また、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、修正条項付転換社債型新株予約権付社債も今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ()いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取扱業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューに係る新株予約権を東京証券取引所に上場するためには、発行者の直近2年間の経常利益の額が正であることが必要となりますが(有価証券上場規程第304条第1項第3号a)、当社にかかる基準を充たすことができないため、現実的な選択肢とはなりません。

2 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。

3 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

4 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

5 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項なし。

6 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先との間で2026年5月29日に締結する予定の本引受契約において、本新株予約権について以下のとおり合意する予定です。

(1) 譲渡制限

割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認なく、本新株予約権を譲渡することができないものとします。

(2) 制限超過行使

本新株予約権につき、所定の適用除外の場合を除き、割当予定先は、制限超過行使(以下に定義する。)を行うことができず、当社は、割当予定先による制限超過行使を行わせてはならないものとします。

「制限超過行使」とは、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使をいいます。

割当予定先は、本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

割当予定先が本新株予約権を転売する場合、あらかじめ、転売先となる者に対し、()当社との間で制限超過行使に係る内容を約束させ、また、()転売先となる者がさらに第三者に転売する場合には、当該転

売先をして、当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとしします。

- 7 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし。
- 8 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし。
- 9 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
746,097,710	7,600,000	738,497,710

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、第三者算定機関報酬費用、反社会的勢力調査費用、登記関連費用及びその他費用です。
3 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

差引手取概算額738,497,710円につきましては、一層の事業拡大及び収益力の向上のための資金に、2030年6月までに充当する予定であります。かかる資金の内訳については以下の通りです。

なお、調達した資金は、実際に支出するまでは、当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取額は減少します。支出予定時期の期間中に本新株予約権の全部または一部の行使が行われず、本新株予約権の行使による調達資金の額が支出予定額よりも不足した場合には、自己資金の活用及び銀行借入等他の方法による資金調達の実施により上記の使途への充当を行う可能性があります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
既存事業の安定的運営のための運転資金	552	2026年6月～2030年6月
既存借入金返済資金	186	2026年6月～2028年9月
合計	738	

<手取金の使途について>

既存事業の安定的運営のための運転資金

当社は主力製品BPEを中心としたサービス提供を行っております。BPEにつきましては、近年でも電子帳簿保存法やインボイス制度など法令改正等への適切な対応のための製品開発や各種セキュリティの向上等を行っておりますが、そうした製品の競争力確保や品質向上のための開発投資資金が各事業年度に一定程度必要となります。AI駆動開発及びAIテストへの変革によりソフトウェア資産開発の低減化及び効率化を進めているものの、当該開発のための安定的な資金の確保は依然として必要です。従来は取引金融機関から当該資金使途に充当する目的で各事業年度に運転資金の借入れや借換えを行ってまいりましたが、現在、近時の当社の財政状態及び経営成績の悪化から、新規の金融機関からの借入れや借換えが困難な状況となっております。また、2025年4月14日に発行した第6回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債により調達した資金のうち、上記と同様の運転資金に今後充当する予定の資金が24百万円残っていますが、当該金額のみでは今後の持続的かつ安定的な事業運営に不足します。そのため、差引手取概算額738百万円のうち、552百万円を上記の開発投資資金の一部として充当する予定です。当該資金の事業年度ごとの充当計画は以下のとおりです。

（単位：百万円）

2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期	2030年3月期	2031年3月期
120	142	129	133	28

既存借入金の返済資金

上記 に記載のとおり、当社は製品の競争力確保や品質向上のためのソフトウェアの開発投資資金に充当するために、当社は以下の借入れを行っております。

借入先	借入日	借入期間	借入金額	借入残高 (2026年3月31日現在)	利率
みずほ銀行	2022年8月31日	5年	100,000,000	28,190,000	1ヶ月Tibor + 1.0%
	2023年7月31日	5年	100,000,000	46,688,000	1ヶ月Tibor + 1.0%
三井住友銀行	2023年8月31日	3年	100,000,000	13,820,000	短期プライムレート
りそな銀行	2023年9月29日	5年	100,000,000	49,900,000	短期プライムレート
三井住友信託銀行	2023年10月31日	3年	50,000,000	9,980,000	短期プライムレート
日本生命保険	2023年9月29日	3年	50,000,000	8,330,000	短期プライムレート
藤田健治	2025年6月30日	1年	50,000,000	50,000,000	短期プライムレート
	2025年7月17日	1年	100,000,000	100,000,000	短期プライムレート
	2026年5月25日	3ヶ月	100,000,000	100,000,000	短期プライムレート
			合計	406,908,000	

上記のうち、金融機関からの借入れについては、足元の資金繰りの悪化を踏まえ、2024年12月から、毎月の元本の約定返済の猶予を依頼していましたが、その後、2025年4月の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行によりまとまった資金を確保できたことを踏まえ、2025年6月に当該約定返済の猶予は終わり、現在毎月の約定返済を進めています。しかしながら、今後も、将来の資金ニーズを見据えて金融機関との関係性を維持していくためには、債務超過の状態の中でも毎月の返済を継続的に行っていく必要があります。また、2024年度の上半期から下半期にかけて、金融機関からの新規の借入れや借換えが困難となったため、その不足分を補う形で、当社の代表取締役である藤田健治からも複数回の借入れを行いました。かかる借入れは、あくまでも急場をしのぐための一時的な調達的位置づけであり、返済を進めていく必要があります。差引手取概算額738百万円のうち、186百万円については、2028年9月までに、これらの借入金の一部の返済に充当する予定です(内訳は、金融機関に対する返済が135,796,000円、藤田健治に対する返済が50,000,000円です。)。なお、藤田健治は、本第三者割当に関し特別な利害関係を有していると判断される可能性が否定できないことから、2026年5月29日開催の当社の取締役会における本第三者割当についての審議及び議決には参加していません。

< 前回ファイナンスの調達状況及び充当状況 >

当社は、2025年4月14日に、下表のとおり第三者割当による第6回新株予約権及び第1回転換社債型新株予約権付社債の発行を行いました。これらによる調達資金については、下表のとおり、充当済み又は充当する予定です。

(第三者割当による第6回新株予約権の発行)

割当日	2025年4月14日
発行新株予約権数	13,888個
発行価額	総額1,388,800円(新株予約権1個当たり100円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	601,350,400円(差引手取概算額:597,465,400円)
割当先	GP上場企業出資投資事業有限責任組合
募集時における発行済株式数	2,467,441株
当該募集による潜在株式数	1,388,800株

現時点における行使状況	行使済株式数：430,000株 (残新株予約権数：9,588個)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	185,760,000円(差引手取概算額：181,875,000円)
発行時における当初の資金使途	事業拡大のためのM&A資金 597百万円：2026年4月～2030年4月
変更後の資金使途 (2025年11月10日付)	既存事業の安定のための運転資金 56百万円：2025年4月～2027年3月 事業拡大のためのM&A資金 541百万円：2025年11月～2030年4月
現時点における充当状況	2026年4月までに32百万円を充当しました。 かかる資金使途への充当は発生していません。

(第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債の発行)

払込期日	2025年4月14日
調達資金の額	300,000,000円(差引手取概算額：296,115,000円)
転換価額	当初転換価額：432円
募集時における発行済株式数	2,467,441株
割当先	GP上場企業出資投資事業有限責任組合
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額(432円)における潜在株式数：694,400株 下限転換価額(302円)における潜在株式数：993,300株
現時点における転換状況	本日まで一切転換はされていません。
発行時における当初の資金使途 及び支出予定時期	既存事業の安定的運営のための運転資金 138百万円：2025年4月～2026年3月 既存借入金の返済資金 158百万円：2025年4月～2025年6月
変更後の資金使途 (2025年11月10日付)	既存事業の安定的運営のための運転資金 138百万円：2025年4月～2027年3月 既存借入金の返済資金 158百万円：2025年4月～2025年6月
現時点における充当状況	2026年2月までに138百万円を充当しました。 2025年6月までに158百万円を充当しました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	GP上場企業出資投資事業有限責任組合	
所在地	東京都目黒区自由が丘2-16-12 RJ3	
出資の総額	7,382,700,000円(注1)	
組成目的	有価証券の取得等	
主たる出資者及び出資比率	法人 1社(注2) 26.4%	
業務執行組合員等に関する事項	名称	無限責任組合員 Growth Partners LLP有限責任事業組合
	所在地	東京都目黒区自由が丘2-16-12 RJ3
	代表者の役職・氏名	組合員 古川 徳厚 組合員 グロースパートナーズ株式会社 職務執行者 古川 徳厚
	事業内容	投資業務等
	出資総額	14,430,000円
	主たる出資者及び出資比率	組合員 古川 徳厚 90% 組合員 グロースパートナーズ株式会社 10%

(注) 1 出資の総額に記載された金額は出資履行金額であり、出資約束金額は9,450,000,000円となります。

2 主たる出資者の概要については、出資約束金額を基準とする出資比率が10%以上の出資者の属性のみ記載しております。主たる出資者の名称及びその出資比率については、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由については、割当予定先は非公開のエンティティであり、主たる出資者の名称及びその出資比率は極めて守秘性の高い情報であるため、割当予定先の方針により非公開にしていると確認しております。主たる出資者以外の出資者としては、法人27社、個人41名となります。

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先は、2026年5月29日現在、当社の普通株式201,000株、ビーブラッツ株式会社第6回新株予約権9,588個、ビーブラッツ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債総額300,000,000円を保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

提出者と業務執行組合員等との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	<p>当社は、割当予定先の無限責任組合員であるGrowth Partners LLP 有限責任事業組合の組合員であるグロースパートナーズとの間で2025年3月28日に事業提携契約を締結しております。</p> <p>当社グループは、本事業提携契約に基づき、グロースパートナーズから以下の支援を受けております。</p> <p>当社グループにおける営業生産性の改善・強化に係るサポート M&A案件の紹介、及びターゲットをリストアップした上での能動的なアプローチに係る提案 IRに関するアドバイスの提供、IR支援、投資家の紹介 成長戦略策定支援、新規事業提案、事業計画策定支援 上記以外の、当社及びグロースパートナーズが別途合意する業務</p>

(3) 割当予定先の選定理由

上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載のとおり、2026年3月期に係る当社グループの連結経営成績は営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する純損失を計上する結果となり、同月末日時点において債務超過に陥ることになりました。

かかる状況を踏まえ、当社は、2026年3月ころより、仮に債務超過となる場合にはその債務超過状況の解消を実現するために資本の増強が必要であることを、既存の業務資本提携先であるグロースパートナーズに相談しました。同社からは、2026年4月に同社が管理・運営を行う割当予定先に対する第三者割当による行使価額修正型新株予約権の発行を通じた資本・資金調達に係る具体的な提案がありました。その後、グロースパートナーズとの間で意見交換を重ね、資本・資金調達について協議を続けるとともに、社内においても議論を重ねてまいりました。その結果、グロースパートナーズはこれまでの業務資本提携を通じて当社の事業に対する深い理解を有しており、デューデリジェンスのプロセスなどを経ることなく早期に資本・資金調達を実施することができること、また、当社が足元重点戦略として取り組んでいる、経営基盤・事業基盤の再強化、ソフトウェア資産開発におけるAI駆動開発の促進、新マーケットであるAI関連のサービス提供を行うIT事業者向けへのマーケティング・営業強化などの継続的な施策を加速させるためには早期の資本調達による財務基盤の改善が必須であるところ、グロースパートナーズからの提案はそれを実現し得るものであること、加えて、当社としては今後の再成長に向けてグロースパートナーズから継続的に支援を受けることが有用であると判断したことから、グロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先に対する第三者割当による新株予約権の発行を実施することを決定いたしました。

なお、当社と割当予定先の今後の継続的な連携強化のための取組みの一環として、本引受契約において、当社は、払込期日から2030年6月15日又は割当予定先が当社の株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」と総称します。）を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾なく、株式等の発行又は処分をしないこと（但し、発行済の新株予約権の行使に基づき普通株式を交付する場合又は本新株予約権の行使に基づき普通株式を交付する場合を除きます。）、また、同様の期間、第三者に対して株式等の発行又は処分をしようとする場合（但し、当社の役職員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、当社の役職員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合、発行済の新株予約権の行使に基づき普通株式を交付する場合又は本新株予約権の行使に基づき普通株式を交付する場合を除きます。）、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを合意する予定です。

(4) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権のすべてが、当初行使価額により行使された場合に割当予定先に割り当てようとする本新株予約権の目的である株式の総数は2,005,100株であります。

なお、上記株数は、本新株予約権が、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の行使価額においてすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数であり、同欄に記載するところにより行使価額が調整された場合には、これに従い調整されます。

(5) 株券等の保有方針

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、原則として、長期間保有する意思を有しておらず、かかる当社普通株式については、株式市場への影響等を勘案しながら、原則として、市場内で売却していく方針である旨を、グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭にて確認しております。

なお、本引受契約には、以下の内容の行使制限措置に係る条項が含まれます。

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに有価証券上場規程第410条第3項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権、並びに割当予定先が本日時点で保有する当社の第6回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権（以下、個別に「対象新株予約権」といいます。）を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る制限超過行使を行わせないこと。

割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する対象新株予約権の行使を行わないことに同意し、対象新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、対象新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

割当予定先は、対象新株予約権を転売する場合、あらかじめ、転売先となる者に対し、()当社との間で制限超過行使に係る内容を約束させ、また、()転売先となる者がさらに第三者に転売する場合には、当該転売先をして、当社との間で同様の内容を合意させることを約束させること。

また、本引受契約において、以下の割当予定先の本新株予約権に係る取得請求権が定められる予定です。

当社が発行する株式について、公開買付者が当社の役員である公開買付け(公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。)が開始された場合、上場廃止事由等(以下に定義します。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、組織再編行為(以下に定義します。)が当社の取締役会で承認された場合、支配権変動事由(以下に定義します。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、スクイーズアウト事由(以下に定義します。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合、割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます(以下、当該通知を送付した日を「取得請求日」といいます。)。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日又は上場廃止日のいずれか早い日において、本新株予約権1個当たり、取得請求日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値から取得請求日時点で有効な本新株予約権の行使価額を控除した金額に、取得請求日時点で有効な本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額、又は本新株予約権1個当たりの払込金額のいずれか高い金額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権の割当日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいいます。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。)が50%超となった場合をいいます。

「スクイーズアウト事由」とは、(i)当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式のすべてを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(ii)当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義されます。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は(iii)上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいいます。

(6) 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の発行に係る払込みに要する資金について、当社は、割当予定先から、その取引銀行に係る口座残高の写し(2026年5月25日付)の提供を受け確認したところ、当該残高は本新株予約権の発行に係る払込金額を上回っていました。割当予定先の無限責任組合員であるGrowth Partners LLP有限責任事業組合の組合員であるグロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏によれば、かかる資金は、割当予定先の組合員が割当予定先に出資した金銭であるとのことでした。

かかる結果を踏まえ、当社は、本新株予約権の発行に係る払込みに確実性があると判断しております。

一方、本新株予約権の行使に係る払込みに要する資金は確認することはできておりませんが、割当予定先は、本新株予約権の行使に当たって、基本的には、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を行うことを予定している旨を、グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭で確認しております。また、割当予定先に係る投資事業有限責任組合契約書の写しの提供を受け、各出資者と割当予定先との間で、割当予定先において資金が必要なときに無限責任組合員であるグロースパートナーズLLP有限責任事業組合が行うキャピタルコールに応じ、各出資者が割当予定先に出資を行う旨の規定が定められていることも確認し、本新株予約権の行使のために上記の株式の売却代金以外の資金が必要となった場合においても、割当予定先は当該資金を確保することができると考えております。

これらの確認を通じて、当社は、本新株予約権の行使に係る払込みに確実性があると判断しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先が取得する有価証券に関する投資判断権限、及び割当予定先が保有する株式に係る株主としての権利の行使権限は、割当予定先の業務執行組合員であるGrowth Partners LLP有限責任事業組合が有しており、その他の第三者に帰属していない旨を、グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭で確認しております。当社は、かかる説明を踏まえ、割当予定先、その業務執行組合員及びその役員、並びに割当予定先の全出資者(以下「割当予定先関係者」と総称します。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(本社：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表者：小坂橋仁)に調査を依頼し、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年5月15日付で受領しております。したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本株式については、該当事項はありません。

当社と割当予定先との間で締結される予定である本引受契約において、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認が必要である旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社ブルー・コンサルティング(本社：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング35階、代表者：野口真人)(以下「ブルー」といいます。)に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2026年5月28日付で本新株予約権の評価報告書(以下「本評価報告書」といいます。)を受領いたしました。ブルーは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、ブルーは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日(2026年5月28日)の市場環境等を考慮、当社の株価(本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価)、ボラティリティ(59.05%)、配当利回り(0%)、無リスク利率(1.785%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、本新株予約権の公正価値を算定しております。

本新株予約権の行使価額につきましては、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的と

して、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げた金額）に修正される設計といたしました。かかる修正条項における下限行使価額については、既存株主の希薄化による影響に配慮しつつ資金調達の蓋然性を高め、緊急又は機動的な資金需要に対応可能となるよう、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年5月28日）の当社普通株式の終値の50%に相当する金額に設定されております。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格（110円）をプルータスによる価値評定価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるプルータスが本新株予約権の算定を行っていること、プルータスによる本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないことから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

本第三者割当は、希薄化率が25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される独立第三者からの意見入手手続として、当社の経営者から一定の独立性を有する者による必要性及び相当性に関する意見を得る必要があるため、当社は、当社の経営者及び割当予定先から一定の独立性を有する者として、当社と利害関係のない社外有識者である高井総合法律事務所の高井章光弁護士、照沼大（当社社外取締役）、田中裕幸（当社社外監査役）を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）に対し、本第三者割当の必要性及び相当性について意見を諮問しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当における本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は（2,005,100株であり、これは、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数2,911,799株（議決権総数29,060個）に対して、68.86%（議決権総数に対し69.00%）の希薄化（小数点第三位を四捨五入）に相当します。

しかしながら、当社としては、上記のとおり、本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に交付されることとなる株式数2,005,100株と、当社普通株式に係る直近6ヶ月間の一日当たりの平均出来高13,747株と比較した場合、当該平均出来高は、当該交付株式数2,005,100株の約0.69%程度であります。4年間の行使期間内には市場での消化が十分に可能であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数2,005,100株に係る議決権数20,051個は、当社の総議決権数29,060個（2026年3月31日現在）に占める割合が69.00%となることから、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
GP上場企業出資投資事業有 限責任組合	東京都目黒区自由が丘2 - 16-12 RJ3	201,000	6.92	2,206,100	44.92
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町 3	750,000	25.81	750,000	15.27
篠崎 明	神奈川県横浜市金沢区	132,000	4.54	132,000	2.69
TKSアセットマネジメント 株式会社	東京都港区南青山1丁目15 番33号	100,000	3.44	100,000	2.04
藤田 健治	東京都港区	88,502	3.05	88,502	1.80
宮崎 琢磨	東京都渋谷区	72,196	2.48	72,196	1.47
株式会社ネットワーク	東京都千代田区神田神保町 2丁目11番15号	63,340	2.18	63,340	1.29
渋谷見 勝俊	長野県大町市	36,000	1.24	36,000	0.73
TKSパートナーズ株式会社	東京港区南青山1丁目15番 33号	32,000	1.10	32,000	0.65
花輪 正一	東京都西東京市	30,586	1.05	30,586	0.62
計		1,505,624	51.80	3,510,724	71.48

- (注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、2026年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
- 3 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年3月31日現在の所有株式数及び総議決権数に、本新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数を加味した数字であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載のとおりであります。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数2,005,100株に係る議決権数20,051個は、当社の総議決権数29,060個(2026年3月31日現在)に占める割合が69.00%になり、25%以上の希薄化が生じることになります。本第三者割当はこのような希薄化を伴いますが、当社の成長戦略の実現に向けて本第三者割当による調達資金を活用していくことが、中長期的な当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものであると判断しています。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記(2)に記載のとおり、本第三者割当に係る議決権ベースでの希薄化率は25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は第三者割当に係る株主総会決議などによる株主意思確認のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当は、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また、当社の事業戦略の実現、それに向けた資金確保の必要性に鑑みると、迅速に資金調達を実施する必要性が高いところ、株主総会決議による株主の意識確認の手続を経ることとする場合には、臨時株主総会を開催するまでに2か月程度の期間を要してしまうこと、加えて、臨時株主総会の開催には相応のコストが発生することなどを総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した本第三者委員会に対し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を求めることにいたしました。当社が本第三者委員会から2026年5月28日付で入手した本第三者割当に関する意見の概要は以下のとおりであります。

（意見）

本資金調達には、必要性・相当性が認められる。

（理由）

1. 本資金調達の必要性

（1）本資金調達を実施する目的及び理由

本開示書類（2026年5月29日付で提出予定の本資金調達に係る有価証券届出書（最終ドラフト）及び2026年5月29日付で提出予定のプレスリリース「第三者割当による第7回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」（最終ドラフト）を総称していう。）並びに当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等によれば、貴社が本資金調達を実施する目的及び理由は、大要以下の通りである。

- （ ）本資金調達は、既存事業の安定的運営のための運転資金及び既存借入金の返済資金に充当する予定であり、発行する新株予約権の割当先は、2025年3月28日に事業提携契約を締結しているグロースパートナーズ株式会社（以下、「グロースパートナーズ」といいます。）が管理・運営を行う「GP上場企業出資投資事業有限責任組合」を予定している。
- （ ）割当予定先である「GP上場企業出資投資事業有限責任組合」に対しては、2025年4月14日に第6回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行している経緯がある。
- （ ）貴社の前期（2026年3月期）決算報告書（2026年5月14日提出）に関する記述の通り、連結経営成績は営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する純損失を計上する結果となり、2026年3月末時点において債務超過に陥ることとなり、債務超過状況の解消を実現するために資本の増強が必要となっている。
- （ ）貴社は「サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats®」の開発提供」を主たる事業として業務を展開していることにより、製品の競争力確保や品質向上のための開発投資資金が各事業年度に一定程度必要としており、また、AI駆動開発及びAIテストへの変革によりソフトウェア資産開発の低減化及び効率化を進めているものの、当該開発のための安定的な資金の確保は依然として必要となっている。
- （ ）貴社は、上記の方針に基づく必要資金の調達及び財務戦略等について、本新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し「GP上場企業出資投資事業有限責任組合」に対して割当を行うことにより、「1. 本資金調達の必要性」（2）記載の用途の資金調達を実施することで、債務超過状況の解消に向けた資本の増強の実現、及び、貴社が認識している経営課題の解消や、グロース市場で期待されている企業価値の向上を図ることができると判断した。（割当予定先としての相当性について後記「3. 割当予定先の相当性」を合わせて参照。）

（2）本資金調達に係る資金の具体的な使途

本開示書類及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、本資金調達により貴社が調達する金額746,097,710円（発行諸費用の概算額：7,600,000円を含む）の具体的な資金使途をまとめると以下のとおりである。

本新株予約権による差引手取概算額738,497,710円については、既存事業の安定的運営のための運転資金及び既存借入金の返済資金に充当する予定である。なお本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、払込金額の総額及び差引手取額は減少する。また、行使価額の修正がなされた場合には、払込金額の総額及び差引手取額は増減する。

貴社からは、今後も、製品の競争力確保や品質向上のための開発投資資金が各事業年度に一定程度必要となること、AI駆動開発及びAIテストへの変革によりソフトウェア資産開発の低減化及び効率化を進めているものの、当該開発を継続するためにも、安定的な運転資金の確保は依然として必要であるとの説明を受けている。

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
既存事業の安定的運営のための運転資金	552百万円	2026年6月～2030年6月
既存借入金の返済資金	186百万円	2026年6月～2028年9月

なお、昨年、貴社が発行した第6回新株予約権による調達資金（調達予定額を含む。）について、現時点では使用されていないものもあるが、それら資金は、事業拡大のためのM & A資金等、公表されている用途に従い利用することが計画されているとの説明を受けた。

（3）検討

上記（1）及び（2）記載の貴社の本資金調達の目的及び理由、並びに具体的な資金用途の説明からすれば、貴社の事業の安定的な運営のために、運転資金の確保は依然として重要性が高いこと、また、従来は取引金融機関から当該資金用途に充当する目的で各事業年度に運転資金の借入れや借換えを行っていたものの、現在、近時の貴社の財政状態及び経営成績の悪化から、新規の金融機関からの借入れや借換えが困難な状況となっていることなどの経営環境を鑑みると、安定的な製品の競争力確保や品質向上のための開発投資資金を確保して事業に取り組むことが売上及び利益を向上させるとともに、更なる業績の拡大に寄与し、貴社既存株主の利益に資するため、貴社の企業価値の向上及び株主利益の最大化にもつながるものと認められ、資金調達を行う客観的かつ合理的な必要性が認められる。

2. 本資金調達の相当性

本開示書類及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等によれば、貴社が資金調達手法として本新株予約権の発行を選択した理由・意義は大意以下の通りである。

（1）資金調達方法の特徴

[メリット]

- （ ）本新株予約権の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に行使されると見込まれるため、株価インパクトの分散化が可能となっている。
- （ ）本新株予約権には、随時（各本新株予約権の行使請求の効力発生日ごとに）、行使価額が直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正される仕組みとなっていることから、貴社の株価がかかる修正条項における下限行使価額に近づかない限り、本新株予約権の行使が進むことが期待できる。
- （ ）本新株予約権には、上記（ ）記載の行使価額修正条項が付いているが、その目的である貴社普通株式数は2,005,100株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化に一定の配慮がなされた設計となっている。
- （ ）本新株予約権による調達金額はいずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇する。

[デメリット]

- （ ）本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行当初に発行予定額の満額の資金調達が行われるわけではない。
- （ ）市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となること。また、貴社の株式の流動性が減少した場合には、行使の完了までに時間がかかる可能性があること。
- （ ）本新株予約権の行使価額は、当初行使価額より低い水準に修正される可能性があり、その場合、資金調達の金額が当初の想定を下回ることになること。
- （ ）第三者割当方式という貴社と特定の割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できないこと。

（2）他の資金調達手段との比較

本開示書類及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、本件の資金調達手法と他の資金調達手段との比較をまとめると以下のとおりである。

- () 公募増資等により今回調達する資金の全額を調達しようとする、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられること。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断した。
- () 普通社債または借入れによる資金調達では、利息負担が生じ、調達金額が全額負債として計上されるため、本第三者割当において調達するのと同規模の資金をすべて負債により調達した場合、財務健全性が低下する可能性がある。
- () 株主割当増資では出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されるが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかが見通せず、今回の資金調達方法として適当でない判断した。
- () 転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがあるものの、発行後に転換が進まない場合には、貴社の負債額を全体として増加させることとなり貴社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となる場合現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でない判断した。また、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主へのデメリットが大きいと考えられる。かかるデメリットを考慮した結果、貴社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の利益になると考え、修正条項付転換社債型新株予約権付社債も今回の資金調達方法として適当でない判断した。
- () いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取扱業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性がある。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうかが見通せず、今回の資金調達方法としては適当でない判断した。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューに係る新株予約権を東京証券取引所に上場するためには、発行者の直近2年間の経常利益の額が正であることが必要となるが（有価証券上場規程第304条第1項第3号a）、貴社はかかる基準を充たすことができないため、現実的な選択肢とはならない。

以上を踏まえると、(1)記載のメリットとデメリットを総合考慮した上で、貴社が資金調達ニーズと既存株主の利益保護の双方に配慮し、本スキームによる資金調達が他の資金調達と比較して現時点において最適な選択と判断したことは合理的と考える。

(3) 発行条件等の相当性

- () 本新株予約権の発行価額の算定根拠並びに発行条件の合理性

まず本新株予約権の当初の権利行使価額は、371円とされている。これは、評価基準日前1ヶ月間の終値平均値に相当する金額として定められたものとのことである。

この点貴社としては、本新株予約権については、行使価格修正条項として、2026年6月16日以降、行使価額は、各行使請求の効力発生の直前の終値の90%（行使請求の都度修正される）に相当する金額に修正されることがとされているが、今後の貴社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として採用したとのことである。

そして貴社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため貴社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」という。）に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2026年5月28日付で本新株予約権の評価報告書（以下「本評価報告書」という。）を受領した。

本評価報告書によれば、ブルータスは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施し

た。また、ブルーアスは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026年5月28日）の市場環境等を考慮し、貴社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の公正価値を算定した。

以上の本新株予約権の発行条件に関する貴社の考え方及び本評価報告書の内容について、特に不合理な点は認められないと考えられる。

したがって当委員会としては、本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断した。

（ii）希薄化についての評価

本第三者割当における本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は2,005,100株（議決権数20,051個）であり、これは、2026年3月31日現在の貴社発行済株式総数2,911,799株（議決権総数29,060個）に対して、68.86%（議決権総数に対して69.00%）の希薄化（小数点第三位を四捨五入）に相当する。

しかしながら、貴社としては、上記のとおり、本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「1.本資金調達の必要性」（2）に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資するところ、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えているとのことである。

なお、貴社と割当予定先とで締結予定の新株予約権引受契約書の定めによれば、本新株予約権の暦月毎の行使数量については一定の制限が付されており、取引市場において、貴社株式の供給が一時的に過剰となる事態を回避できるよう、一定の配慮はなされているものと考えられる。

（4）検討

以上の貴社の説明及びそれを受けた検討の結果によれば、本資金調達的手法として本新株予約権の発行を選択したこと、そしてその発行条件に特に不合理な点は認められないと考えられる。上記（2）に記載のとおり、本資金調達は、資金調達ニーズと既存株主の利益保護の双方に配慮したものと考えられ、貴社が、本スキームによる資金調達が、他の資金調達と比較して、現時点において最適な選択と判断したことは合理的であり、一定の希薄化は避けられないとはいえ、その実行に許容性があるものと当委員会も判断した。

以上の事情を考慮すると、結論として本資金調達の方法及び発行条件の相当性が認められると考える。

3. 割当予定先の相当性

本資金調達の経緯として、貴社は、上記の方針に基づく必要資金の調達及び財務戦略等について検討するに際して、2026年3月ころより、仮に債務超過となる場合にはその債務超過状況の解消を実現するために資本の増強が必要であることを、既存の業務資本提携先であるグロースパートナーズに相談したところ、グロースパートナーズからは2026年4月に同社が管理・運営を行う割当予定先に対する第三者割当による行使価額修正型新株予約権の発行を通じた資本・資金調達に係る具体的な提案があったとのことである。

貴社によれば、グロースパートナーズはこれまでの業務資本提携を通じて貴社の事業に対する深い理解を有しており、デューディリジェンスのプロセスなどを経ることなく早期に資本・資金調達を実施することができること、また、貴社が足元重点戦略として取り組んでいる、経営基盤・事業基盤の再強化、ソフトウェア資産開発におけるAI駆動開発の促進、新マーケットであるAI関連のサービス提供を行うIT事業者向けへのマーケティング・営業強化などの継続的な施策を加速させるためには早期の資本調達による財務基盤の改善が必須であるところ、グロースパートナーズからの提案はそれを実現し得るものであること、加えて、貴社としては今後の再成長に向けてグロースパートナーズから継続的に支援を受けることが有用であると判断したことから、貴社は、グロースパートナーズが管理・運営を行う「GP上場企業出資投資事業有限責任組合」に対する新株予約権の割当を予定しているとのことである。

以上を理由とする貴社の第三者割当の割当予定先の選定について、特に不合理な点は認められない。したがって、当委員会も、本資金調達に係る第三者割当の割当予定先として相当であると判断した。

4. 結論

以上の資金調達の必要性、資金調達方法の選択理由、他の資金調達手段との比較、発行条件等の相当性及び割当予定先の相当性を総合的に考慮した結果、当委員会として、本資金調達には必要性及び相当性が認められるものと判断した。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第19期、2025年6月20日提出)及び半期報告書(第20期中、2025年11月14日提出)(以下「有価証券報告書等」と総称します。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年5月29日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年5月29日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の第19期有価証券報告書の提出日(2025年6月20日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年5月29日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年6月20日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、2025年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額を500,365,201円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年8月1日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を192,528,701円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年8月1日を予定しております。

3. その他資本剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 692,893,902円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 692,893,902円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、藤田健治、宮崎琢磨、伊藤淳一、花輪正一、照沼大、吉田浩二、及び古川徳厚を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、太田充生、平田幸一郎及び田中裕幸を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金及び資本準備金 の額の減少並びに剰余 金の処分の件	15,934	423		(注) 1	可決(97.41%)
第2号議案 取締役7名選任の件					
藤田 健治	15,935	439		(注) 2	可決(97.31%)
宮崎 琢磨	15,940	434			可決(97.34%)
伊藤 淳一	15,966	408			可決(97.50%)
花輪 正一	15,968	406			可決(97.52%)
照沼 大	15,948	426			可決(97.39%)
吉田 浩二	15,982	392			可決(97.60%)
古川 徳厚	15,957	417			可決(97.45%)
第3号議案 監査役3名選任の件					
太田 充生	15,988	386		(注) 2	可決(97.64%)
平田 幸一郎	15,989	385			可決(97.64%)
田中 裕幸	16,004	370			可決(97.74%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年5月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

2026年5月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

営業費用（株主優待引当金繰入）の計上（連結決算及び個別決算）

創立20周年記念株主優待の決定に伴い、2026年3月末の株主名簿をもとに対象株主様への優待額と付随費用を計算した結果、販売費及び一般管理費に32,765千円の株主優待引当金繰入額を計上いたしました。

特別損失（減損損失）の計上（連結決算及び個別決算）

当社がサービス提供するITプラットフォーム「Bplats®」について、減損の兆候が認められ、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を保守的な前提のもとに検討した結果、対象となるソフトウェア（無形固定資産）及び共用資産（有形固定資産）の帳簿価格を回収可能価額まで減額する必要が生じたので、特別損失（減損損失）として772,505千円を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額（連結決算及び個別決算）

当該事象の発生により、2026年3月期の連結財務諸表及び個別財務諸表において、販売費及び一般管理費として32,765千円の株主優待引当金繰入額を、特別損失として減損損失を772,505千円を、それぞれ計上いたしました。

(2026年5月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2026年5月14日開催の監査役会において、会計監査人の異動を行うことについて決議し、同日開催の取締役会において、2026年6月22日開催予定の第20回定時株主総会において「会計監査人選任の件」を付議することを決議しましたので、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1)当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

史彩監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2)異動年月日

2026年6月22日（第20回定時株主総会開催予定日）

(3)退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2012年8月1日

(4)退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5)当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2026年6月22日開催予定の第20回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

同会計監査人について、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、当社の会計監査人として10年以上経過することを考慮するとともに、直近の監査報酬の増加傾向を踏まえ、その選任の是非について検討を続けてまいりました。当社の足元の業績も踏まえ、事業規模に適した監査報酬の相当性等について、他の監査法人と比較検討した結果、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、適切性及び品質管理体制、並びに監査報酬の相当性等も総合的に勘案し、新たに史彩監査法人を会計監査人として選任するものであります。

(6)上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

(2026年5月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社が発行している財務上の特約が付された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して、財務上の特約に定める事由が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の5の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1)社債の発行日

2025年4月14日

(2)社債の割当先

GP上場企業出資投資事業有限責任組合

(3)社債の元本の額及び償還期日並びに当該債務に付された担保の内容

元本の額 300,000,000円

償還期日 2030年4月14日

担保の内容 該当事項はありません

(4)財務上の特約に定める事由の発生があった場合の事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

(事由の内容)

当社の2026年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

(当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策)

2026年3月期末の連結貸借対照表において、上記(事由の内容)の財務上の特約に抵触しております。当該特約への抵触により、GP上場企業出資投資事業有限責任組合は当社に対して本社債の全部又は一部の繰上償還を請求する権利を有している状態にありますが、当社は、GP上場企業出資投資事業有限責任組合の管理・運営を行うグロースパートナーズ株式会社とは事業提携契約を締結して各種の経営支援を受けており、社内の業務改善に係る各種PJでの連携を含め継続的・緊密に協議の機会を設け支援活動を受けるなど、良好な関係を維持しており、引き続きその関係を維持しながら継続的な支援を得られるものと認識しております。

(2026年5月29日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 提出理由

2026年5月15日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の5の規定に基づき提出いたしました、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る財務上の特約に定める事由の発生に関する臨時報告書について、割当先から繰上償還請求を行使しないことに同意する旨の書面を取得しましたので、関連する記載を変更するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

(4)財務上の特約に定める事由の発生があった場合の事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

3 訂正箇所

訂正箇所は___を付して表示しております。

(4)財務上の特約に定める事由の発生があった場合の事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

(訂正前)

(事由の内容)

当社の2026年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

(当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策)

2026年3月期末の連結貸借対照表において、上記(事由の内容)の財務上の特約に抵触しております。当該特約への抵触により、GP上場企業出資投資事業有限責任組合は当社に対して本社債の全部又は一部の繰上償還を請求する権利を有している状態にありますが、当社は、GP上場企業出資投資事業有限責任組合の管理・運営を行うグロースパートナーズ株式会社とは事業提携契約を締結して各種の経営支援を受けており、社内の業務改善に係る各種PJでの連携を含め継続的・緊密に協議の機会を設け支援活動を受けるなど、良好な関係を維持しており、引き続きその関係を維持しながら継続的な支援を得られるものと認識しております。

(訂正後)

(事由の内容)

当社の2026年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

(当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策)

2026年3月期末の連結貸借対照表において、上記(事由の内容)の財務上の特約に抵触しております。当該特約への抵触により、GP上場企業出資投資事業有限責任組合は当社に対して本社債の全部又は一部の繰上償還を請求する権利を有している状態にありますが、当社は、GP上場企業出資投資事業有限責任組合の管理・運営を行うグロースパートナーズ株式会社とは事業提携契約を締結して各種の経営支援を受けており、社内の業務改善に係る各種PJで

の連携を含め継続的・緊密に協議の機会を設け支援活動を受けるなど、良好な関係を維持しており、引き続きその関係を維持しながら継続的な支援を得られるものと認識しております。当社は、かかる関係を踏まえ、GP上場企業出資投資事業有限責任組合との間で協議した結果、GP上場企業出資投資事業有限責任組合から、当該財務上の特約への抵触に関連して線上償還請求を行使しないことに同意する旨の書面（2026年5月29日付）を取得しました。

3．資本金の増減

下記「第四部 組込情報」に記載の第19期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2025年6月20日提出)以降、本有価証券届出書提出日(2026年5月29日)までの間において、以下のとおり変化しておりません。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2025年7月18日 (注)1	12,118	2,479,559	2,859	553,225	2,859	423,225
2025年8月1日 (注)2		2,479,559	500,365	52,859	192,528	230,696
2025年6月21日～2026年5月29日 (注)3	432,240	2,911,799	93,571	146,430	93,571	324,267

(注) 1 譲渡制限付株式報酬制度としての新株発行による増加であります。

発行価格 472円

資本組入額 236円

割当先 当社取締役4名、当社執行役員1名

2 2025年6月19日開催の定時株主総会にて「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件」を決議し、その効力が発生したことにより、資本金からその他資本剰余金へ振り替え、資本準備金からその他資本剰余金へ振り替えております。また、同決議に基づき欠損填補をしております。

3 新株予約権の行使による増加であります。

4．最近の業績の概要

2026年5月14日に開示いたしました「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に掲載されている第20期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）連結会計年度の連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	68,058	291,602
売掛金	94,607	97,187
貯蔵品	63	47
その他	32,541	21,682
流動資産合計	195,271	410,520
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,510	0
減価償却累計額	2,347	0
建物（純額）	2,163	0
工具、器具及び備品	39,235	0
減価償却累計額	31,217	0
工具、器具及び備品（純額）	8,018	0
有形固定資産合計	10,181	0
無形固定資産		
ソフトウェア	869,289	0
無形固定資産合計	869,289	0
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
繰延税金資産	11,515	-
その他	1,285	275
投資その他の資産合計	12,801	275
固定資産合計	892,272	275
資産合計	1,087,543	410,795

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,080	9,927
短期借入金	300,000	250,000
1年内返済予定の長期借入金	239,826	92,202
未払金	50,822	35,509
未払法人税等	3,523	2,726
契約負債	998	450
株主優待引当金	-	32,765
その他	39,367	68,244
流動負債合計	644,618	491,824
固定負債		
新株予約権付社債	-	300,000
長期借入金	156,908	64,706
資産除去債務	1,513	1,516
固定負債合計	158,421	366,222
負債合計	803,039	858,046
純資産の部		
株主資本		
資本金	550,365	146,430
資本剰余金	420,365	324,267
利益剰余金	684,401	917,082
自己株式	1,825	1,825
株主資本合計	284,503	448,209
新株予約権	-	958
純資産合計	284,503	447,251
負債純資産合計	1,087,543	410,795

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
売上高	706,256	727,157
売上原価	550,455	444,122
売上総利益	155,801	283,035
販売費及び一般管理費	363,290	409,386
営業損失()	207,489	126,351
営業外収益		
受取利息	75	407
雑収入	3,917	1,504
営業外収益合計	3,993	1,912
営業外費用		
支払利息	8,665	9,692
社債利息	-	4,321
社債発行費	5,123	2,663
株式交付費	95	711
その他	21	438
営業外費用合計	13,906	17,826
経常損失()	217,402	142,265
特別利益		
固定資産売却益	-	1,780
特別利益合計	-	1,780
特別損失		
投資有価証券売却損	2,158	-
投資有価証券評価損	23,326	-
減損損失	42,260	772,505
特別損失合計	67,744	772,505
税金等調整前当期純損失()	285,147	912,990
法人税、住民税及び事業税	1,363	1,068
法人税等調整額	11,558	11,515
法人税等合計	12,921	12,584
当期純損失()	298,069	925,575
親会社株主に帰属する当期純損失()	298,069	925,575

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
当期純損失（ ）	298,069	925,575
包括利益	298,069	925,575
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	298,069	925,575
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	540,231	410,231	386,332	1,825	562,305
当期変動額					
新株の発行	10,133	10,133			20,267
新株の発行（新株予約権の行使）					
減資					
欠損填補					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			298,069		298,069
新株予約権の発行					
当期変動額合計	10,133	10,133	298,069	-	277,801
当期末残高	550,365	420,365	684,401	1,825	284,503

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	562,305
当期変動額		
新株の発行		20,267
新株の発行（新株予約権の行使）		
減資		
欠損填補		
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）		298,069
新株予約権の発行		
当期変動額合計	-	277,801
当期末残高	-	284,503

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	550,365	420,365	684,401	1,825	284,503
当期変動額					
新株の発行	2,859	2,859			5,719
新株の発行（新株予約 権の行使）	93,571	93,571			187,142
減資	500,365	500,365			
欠損填補		692,893	692,893		
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			925,575		925,575
新株予約権の発行					
当期変動額合計	403,934	96,097	232,681	-	732,713
当期末残高	146,430	324,267	917,082	1,825	448,209

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	284,503
当期変動額		
新株の発行		5,719
新株の発行（新株予約 権の行使）		187,142
減資		-
欠損填補		-
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）		925,575
新株予約権の発行	958	958
当期変動額合計	958	731,754
当期末残高	958	447,251

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	285,147	912,990
減価償却費	250,671	272,289
減損損失	42,260	772,505
株式報酬費用	10,296	7,004
株主優待引当金の増減額(は減少)	-	32,765
受取利息及び受取配当金	75	407
支払利息	8,665	9,692
社債発行費	5,123	2,663
社債利息	-	4,321
事業譲渡損益(は益)	-	1,780
固定資産除却損	-	-
投資有価証券評価損益(は益)	23,326	-
投資有価証券売却損益(は益)	2,158	-
売上債権の増減額(は増加)	59,938	2,580
棚卸資産の増減額(は増加)	3	15
仕入債務の増減額(は減少)	14,757	152
未払金の増減額(は減少)	34,933	7,436
未払消費税等の増減額(は減少)	-	29,501
その他	17,231	7,542
小計	50,298	212,953
利息及び配当金の受取額	75	407
利息の支払額	6,559	11,765
法人税等の支払額	1,365	1,541
法人税等の還付額	5,642	10
営業活動によるキャッシュ・フロー	48,092	200,063
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	-	2,140
有形固定資産の取得による支出	8,563	-
無形固定資産の取得による支出	307,751	169,463
投資有価証券の売却による収入	24,515	-
その他	-	1,026
投資活動によるキャッシュ・フロー	291,799	166,296
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	300,000	450,000
短期借入金の返済による支出	-	500,000
長期借入金の返済による支出	230,759	239,826

新株予約権付社債の発行による収入	-	292,213
株式の発行による収入	10,312	186,430
新株予約権の発行による収入	-	958
財務活動によるキャッシュ・フロー	79,553	189,776
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	164,153	223,543
現金及び現金同等物の期首残高	232,212	68,058
現金及び現金同等物の期末残高	68,058	291,602

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、126,351千円の営業損失、142,265千円の経常損失を計上しました。また、特別損失としてソフトウェア（無形固定資産）及び共用資産（有形固定資産）に係る減損損失772,505千円を計上したことを主因として親会社株主に帰属する当期純損失は925,575千円、当連結会計年度末における純資産は447,251千円の債務超過となりました。資金繰り面では、当連結会計年度において新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行等による資金調達活動に注力した結果、当連結会計年度末の現金及び預金残高は291,602千円（前年同期末比223,543千円増）となったものの、依然として短期借入金残高及び1年内返済予定の長期借入金残高の合計値を下回る水準となっております。また、当連結会計年度末純資産の数値が転換社債型新株予約権付社債に付された財務制限条項へ抵触することとなり、社債権者は当社に対して繰上償還を請求する権利を有している状態にあります。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社グループでは、これらの状況を解消するため、以下の対応策を実施してまいります。

(a) 収益力の改善（既存事業の競争力強化 / M&Aの実施）

これまでの取り組みとしては、2025年4月より既存顧客に対する月額固定料の20%値上げを行うなど「Bplats® Platform Edition」の提供価格の改定、顧客専用環境運用に係る業務委託費の確保などにより、売上高拡大を図っており、1契約あたりのストック収入平均単価は着実に増加傾向にあります。また、当期首より営業所管部門を再編することにより営業力の増強を実施し、前期剥落した大型開発案件の獲得に注力しております。また、当中間連結会計期間には、NSW株式会社と販売パートナー契約を締結するなど様々な形での販売パートナーシップの拡大、構築に注力しております。加えて、法人向けSaaSを一元購入・一元管理できるマーケットプレイス「SaaSplats®（サーズプラッツ）」の運営開始や、当社の安定的な収益源である光コラボレーション事業者支援システムを刷新しマーケットを拡大すべく「Bplats® Collabo」として10月より提供開始を決定するなど、新たなマーケットへの取り組みや製品投入による売上高拡大に努めております。

今後の短期的な取り組みとしては、中核事業である主力製品汎用型サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats® Platform Edition」のサービス展開において、急速に市場参入が相次ぐ「生成AIサービス事業者」向けのAIマネタイズ支援「AI×Monetization」という新たな取り組みを既に始めておりますが、今後一層強化してまいります。この取り組みにおいては、当第4四半期連結会計期間において、1社に対する初期費用としては創業以来最大規模の受注額となる大型案件を生成AIサービス事業者から獲得し、既に具体的な成果が出始めております。創業以来培ったサブスクリプション課金ビジネスのノウハウを生成AI特有の複雑な料金計算・請求管理へと応用することで、国内における生成AIサービスの事業化と市場拡大を支援しながら、収益力の向上を図ってまいります。

今後の中長期的な取り組みとしては、中核事業としております主力製品汎用型サブスクリプション統合プラット

フォーム「Bplats® Platform Edition」の展開に加え、IoT事業やDX事業を自事業の取組みの一部として取り組む企業などとの連携による「Bplats® Platform Edition」を活用した新ビジネス創出等により、収益ポートフォリオの拡大を検討してまいります。当社との事業シナジーのある事業会社をターゲットとしたM&A及び資本業務提携を含めた戦略的な事業拡大を通じて、当社グループ全体として持続的な収益構造の改善と企業価値の向上を実現し、営業損益の改善を目指します。

(b)各種コスト削減施策の強化及び推進

売上原価において、前々期より収益圧迫要因となっていた通信インフラコストについては大幅な削減が実現しており、既に削減後の水準で安定的に推移しておりますが、翌期においても調達最適化等を行うことにより更なる削減に取り組んでまいります。また、厳選採用や組織統合・人員配置換え等による労務費・人件費・採用教育費の削減、開発案件に応じた外注加工費（SES）の削減等の具体的なコスト削減を継続的に実施しており、一定の効果は実現しておりますが、翌期以降についてはAI活用による品質向上・開発効率の向上及び全社的な業務効率化の徹底により、更なるコスト管理を実現し、営業黒字体質への転換を目指してまいります。

(c)戦略的パートナーとの資本業務提携等による財務基盤強化

当社は、当連結会計年度において第6回新株予約権の発行とその一部行使、及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、キャッシュ・フロー改善と資本増強を実施しております。これらの割当先であるGP上場企業出資投資事業有限責任組合の管理・運営を行うグロースパートナーズ株式会社とは事業提携契約を締結して各種の経営支援を受けておりますが、今後も同社の支援により新たなエクイティファイナンスを含めた更なる資金調達を検討してまいります。なお、同社を引受先とする転換社債型新株予約権付社債に関し財務制限条項に抵触しておりますが、同社とは、社内の業務改善に係る各種PJでの連携を含め継続的・緊密に協議の機会を設け支援活動を受けるなど、良好な関係を維持しております。

また、同社に限らず新たな事業面での戦略的パートナーとの連携など各種資本政策及び資金調達に関する諸施策を幅広く検討してまいります。当社は、これらの対応により、債務超過の解消や財務基盤の改善に取り組んでまいります。

しかしながら、これらの対応策は進捗の途上であり、今後の事業計画における売上高及び営業キャッシュ・フローの獲得は外部環境要因に依存する部分も大きく、また、エクイティファイナンスを含めた資金調達活動については協議段階にあり、確約されたものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社グループの主たる事業はサブスクリプション事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	115.36 円	154.11 円
1株当たり当期純損失()	121.41 円	361.82 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	298,069	925,575
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る 親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	298,069	925,575
普通株式の期中平均株式数(株)	2,455,137	2,558,099
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権(4,720株)	第4回新株予約権(4,960株) 第5回新株予約権(1,120株)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	284,503	447,251
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		958
(うち新株予約権)(千円)	()	(958)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	284,503	448,209
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	2,466,231	2,908,470

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、2026年6月22日開催の第20回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、将来の資本政策の機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行います。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額 146,430,848円のうち96,430,848円

資本準備金の額 324,267,348円のうち324,267,348円（全額）

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 420,698,196円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は506,169,197円となります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 420,698,196円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 420,698,196円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2026年5月14日

(2) 株主総会決議日 2026年6月22日（予定）

(3) 債権者異議申述最終期日 2026年7月31日（予定）

(4) 効力発生日 2026年8月1日（予定）

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月20日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第20期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月19日

ビープラッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	畑	中	建	二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉	浦	栄	亮

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているビープラッツ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビープラッツ株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、207,489千円の営業損失、217,402千円の経常損失及び298,069千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、また当連結会計年度末の現金及び預金残高が68,058千円となり、短期借入金残高300,000千円及び1年内返済予定の長期借入金残高239,826千円を大幅に下回る水準であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ソフトウェアを主たる資産とする「Bplats®」に係る減損損失の認識の判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結財務諸表注記「（重要な会計上の見積り）ビープラッツ株式会社の固定資産の評価」に記載されているとおり、ソフトウェアの当連結会計年度末における残高合計は869,289千円（連結総資産の約80%）であり、その大半を顧客サービスに利用するソフトウェアが占めている。</p> <p>会社は独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位となるITプラットフォームを基準に資産のグルーピングを行っている。これらの資産グループに減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定している。減損損失の認識が必要と判定された場合には、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上することとしている。</p> <p>会社はITプラットフォーム「Bplats®」について、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナスが生じていることから減損の兆候が認められると判断した。一方で、減損損失の認識判定に利用した事業計画に基づいて見積った割引前将来キャッシュ・フローの総額が「Bplats®」に関する帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要と会社は判断した。</p> <p>しかしながら、減損損失の認識判定に利用した将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積られており、初期費用・初期開発等に関する収益は新規顧客及び既存顧客からの継続的な受注獲得による売上の計上、月額利用料等に関する収益は新規顧客の獲得による売上の増加と既存顧客の解約による売上の減少が見込まれる、という仮定を置いている。これらの仮定は将来の市場環境の変動により影響を受けるため不確実性が高く、経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は「Bplats®」の資産グループにおける減損損失の認識の判定の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、顧客サービスに利用するソフトウェアを主たる資産とする「Bplats®」の資産グループにおける減損損失の認識の判定の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>内部統制の有効性評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損損失の認識の判定に関連する内部統制の整備運用状況を検証するため、管理本部役職者への質問及び減損損失の認識の判定に関する文書を閲覧した。 ・事業計画の承認に関連する内部統制の整備運用状況を検証するため、管理本部役職者への質問及び事業計画等の承認に関する文書を閲覧した。 <p>実証手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社が作成した減損損失の認識判定資料を閲覧し、事業計画に基づき割引前将来キャッシュ・フローの総額が見積られていることを確かめ、減損損失の認識に関する会社判断の妥当性を評価した。 ・事業計画とその前提となる初期費用・初期開発等に関する収益、月額利用料等に関する収益の仮定について経営者に質問するとともに、過去の受注実績や期末時点の案件一覧、既存顧客の解約実績、締結済みの契約書等を閲覧し、事業計画の見積りの合理性を評価した。 ・経営者による見積りの偏向の有無を評価するために、過去及び当期中に策定した事業計画とその実績とを比較した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に

表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ビーブラッツ株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ビーブラッツ株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人

の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月19日

ビープラッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	畑	中	建	二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉	浦	栄	亮

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているビープラッツ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビープラッツ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても、210,134千円の営業損失、219,783千円の経常損失及び299,944千円の当期純損失を計上しており、また当事業年度末の現金及び預金残高が54,615千円となり、役員からの短期借入金残高300,000千円及び1年内返済予定の長期借入金残高239,826千円を大幅に下回る水準であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ソフトウェアを主たる資産とする「Bplats®」に係る減損損失の認識の判定の妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（ソフトウェアを主たる資産とする「Bplats®」に係る減損損失の認識の判定の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以

外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

ビーブラッツ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 畑 中 建 二

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 杉 浦 栄 亮

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているビーブラッツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビーブラッツ株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当中間連結会計期間においても、66,708千円の営業損失、76,165千円の経常損失、86,537千円の親会社株主に帰属する中間純損失を計上している。また、当中間連結会計期間末の現金及び預金残高が150,504千円となり、短期借入金残高250,000千円及び1年内返済予定の長期借入金残高125,502千円を大幅に下回る水準となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。